

令和5年度 第39回都市公園等コンクール

募集要領



1 主 催 一般社団法人 日本公園緑地協会

2 後 援 国土交通省

3 協 賛

一般社団法人 日本造園建設業協会

一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会

一般社団法人 日本公園施設業協会

一般社団法人 日本造園組合連合会

一般社団法人 日本植木協会

一般財団法人 公園財団

一般財団法人 日本造園修景協会

公益財団法人 都市緑化機構

一般社団法人 日本運動施設建設業協会

一般社団法人 日本水景協会

4 目 的

都市公園等コンクール（以下「コンクール」という）は、供用を開始している都市公園等の設計、施工、材料・工法・施設、管理運営に係る作品を広く募集し、特に優秀な作品の設計、施工、管理運営等を実施した者を表彰することにより、都市公園の設計、施工及び管理運営等の技術水準の向上および新たな時代の都市公園の創造に寄与することを目的とします。

5 部 門

本コンクールでは次の部門別で募集を行います。

①**設計部門**：都市公園等の全域もしくは一部区域の新設またはリニューアルに係る計画・設計

②**施工部門**：都市公園等の全域もしくは一部区域の新設またはリニューアルに係る工事

③**材料・工法・施設部門**：造園材料の開発・育成

工法・技術の開発、新たに開発された工法・技術を用いた工事、伝統的工法による工事

単体の公園施設の開発、設計、製作・施工

④**管理運営部門**：都市公園等の全域または一部区域における維持管理、運営管理、マネジメント

⑤**都市公園制度制定 150 周年記念部門**：

本年が都市公園制度の始まりとされる明治6年太政官第16号が公布されてから150周年となることを記念し、「都市公園制度制定150周年記念部門」を設ける。

たとえば、

新たなライフスタイルを牽引する取り組み

複合領域の連携や様々なステークホルダーの連携により新たな価値を創出する取り組み

多くの公園利用者のウェルビーイングの向上に資する取り組み

など、都市公園の未来を牽引する先進的な取り組みを対象とします。

6 募集対象

1. ⑤都市公園制度制定150周年記念部門以外の部門

「⑤都市公園制度制定150周年記念部門以外の部門」の募集対象の都市公園等は以下の通りです。

- ・都市公園法で規定する公園緑地（特定地区公園を含む）あるいは都市公園で活用でき、公共性の高い以下の施設
- ・公園緑地に準じる機能を持つ施設（公共団体設置の運動場・グラウンド・墓園・広場等の公共空地、公共団体設置の市民農園、農業公園、公開している教育施設等）
- ・民間施設緑地（民間設置の公開空地等）

2. ⑤都市公園制度制定 150 周年記念部門

「⑤都市公園制度制定 150 周年記念部門」の募集対象は「都市公園法で規定する公園緑地（特定地区公園を含む）」です。

7 表彰内容

表彰は、部門ごとに次の各賞を授与します。

賞	部門名	設 計	施 工	材料・工法・施設	管理運営	都市公園制度制定 150 周年記念部門
国土交通大臣賞		4 点以内				
国土交通省都市局長賞		1 点以内	1 点以内	1 点以内	1 点以内	1 点以内
(一社)日本公園緑地協会 会長賞		2 点程度	2 点程度	2 点程度	2 点程度	2 点程度
審査委員会特別賞		数 点				

- ・国土交通大臣賞：全応募作品の中で技術水準が高く、今後の都市公園の模範となる最も優れた作品
- ・国土交通省都市局長賞：各部門における特に優れた作品
- ・(一社)日本公園緑地協会会長賞：各部門における優秀な作品
- ・審査委員会特別賞：将来性、創意工夫を感じる作品、または多大な努力を感じる作品

8 募集要件

応募に係る各部門の対象は次の要件に該当するものとします。

【①設計部門／②施工部門／③材料・工法・施設部門】

- ・概ね5年以内に全域又は主要な区域が供用された都市公園等。(リニューアル等を行ったものを含む)
- ・同一部門において過去に当コンクールに応募したことがない都市公園等。但し、過去に応募した都市公園等であっても、前回の応募時点に比べ、その内容に十分な改善等が図られているものであれば応募可能です。

【④管理運営部門】

- ・管理運営の期間は概ね3年程度の実績があるものを基本としますが、効果の明らかな管理運営技術・手法等はこれによりません。
- ・管理運営部門において過去に当コンクールに応募したことがない都市公園等。但し、過去に応募した都市公園等であっても、前回の応募時点に比べ、その内容に十分な改善等が図られているものであれば応募可能です。

【⑤都市公園制度制定 150 周年記念部門】

- ・都市公園法で規定する公園緑地（特定地区公園を含む）において実施されたすべての取り組みを対象とします。
- ・概ね5年以内に全域又は主要な区域が供用された都市公園(リニューアル等を行ったものを含む)。なお、管理運営にかかわる取り組みについては、概ね3年程度の実績があるものを基本としますが、効果の明らかな管理運営技術・手法等はこれによりません。

【全部門共通】

- ・応募作品等に関わる設計、施工、管理運営等の瑕疵による事故等が起きていないこと。
- ※応募対象区域において、発生した事故等の責任が、主として、その設計、施工、管理運営に係るものと判断された場合のことを指します。なお、過去に事故が発生していても、すでにその対応を終えているものであれば応募要件を満たすものとします。

9 応募資格

都市公園等の設計、施工、管理運営等を実施した企業（共同企業体を含む）、公益団体、非営利活動を行う団体、地方公共団体、政府機関等。なお、樹木その他造園材料を納入した企業等、材料・工法について新たに開発した企業等及びそれらにより施工した企業等も含まれます。

複数者の連名による応募も可能です。

10 応募方法

応募用紙に所定の事項を記入し、応募資料とデータ一式とともに封筒に入れ、郵送または持参により(一社)日本公園緑地協会に **1部** 提出してください。(郵送の場合は、応募締切日消印有効とします)

※応募用紙を、(一社)日本公園緑地協会のホームページ (<https://www.posa.or.jp/>) よりダウンロードいただき、ご応募ください。

※応募作品等は原則として返却しません。また、主催者が自由に使用できるものとします。

※応募用紙の記入及び応募資料の作成にあたっては「審査のポイント」、「応募資料作成要領」を必ずお読み下さい。

※応募資料提出前に、設置者・管理者に対し、応募内容について確認を行ってください。

11 応募締切 令和5年7月21日(金) 消印有効

12 応募資料

応募資料は、部門ごとに「応募資料作成要領」の仕様によるものとします。

13 審査委員

第39回 都市公園等コンクール審査委員会 委員名簿 (予定)

	氏名	役職
委員長	島田 正文	(一社)日本公園緑地協会 研究顧問
委員	阿部 伸太	東京農業大学 准教授
〃	天河 宏文	国土交通省 都市局長
〃	池邊 このみ	千葉大学 グランドフェロー
〃	浦田 啓充	(一社)日本公園緑地協会 常務理事
〃	鈴木 武彦	船橋市 建設局長
〃	平田 富士男	兵庫県立大学大学院 教授
〃	山崎 誠子	全国女性造園技術者の会 副会長

(五十音順・敬称略)

14 入選発表

令和5年9月中旬に、結果を応募者に通知します。

15 表彰

令和5年10月27日(金) 都市公園制度制定150周年記念「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会において受賞者の表彰を行います。

16 受賞者発表

- ・入賞一覧及びその概要を(一社)日本公園緑地協会のホームページに掲載します。
- ・入賞一覧及びその概要を(一社)日本公園緑地協会の機関誌「公園緑地」に掲載します。
- ・国土交通大臣賞受賞作品・事業について、国土交通省1階ロビーおよび都市公園制度制定150周年記念「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会における表彰式会場、当協会が実施あるいは参加する催物等でパネル展示による紹介を行います。
- ・5月4日 みどりの日の全国紙朝刊に掲載を予定している新聞広告に国土交通大臣賞受賞作品を掲載します。

17 送付及び問合せ先

一般社団法人日本公園緑地協会「都市公園等コンクール」係 担当: 多田、飯窪
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目9番13号 岩本町寿共同ビル2階
電話 03-5833-8551 FAX 03-5833-8553 e-mail: toshikon@posa.or.jp

18 造園CPD認定プログラム

- 本コンクールは「造園CPD認定プログラム」です。「応募に関する注意事項」をお読みのうえ、応募用紙に申請する方の氏名をご記入ください。
- 応募資料作成者及び受賞者に認められる単位は次のとおりです。
 1. 全応募作品
応募者に次の単位が認められます。
 - (1) 教育形態Ⅱ「論文等の発表」新規作品の制作、出展・応募
教育形態番号：260、として応募用紙4 1)「代表者」1名に 10単位
教育形態番号：265、として応募用紙4 2)「連名者」に 各5単位
 2. 国土交通大臣賞受賞作品
 - (1) 教育形態Ⅴ「業務等の評価（能力向上の成果とみなせるもの）：〈コンクール等での受賞（応募するもの）〉」
教育形態番号510として応募用紙4 1)「代表者」に 40単位
教育形態番号515として応募用紙4 2)「連名者」に 各20単位
 3. 国土交通省都市局長賞、(一社)日本公園緑地協会会長賞、審査委員会特別賞 受賞作品
 - (1) 教育形態Ⅴ「業務等の評価（能力向上の成果とみなせるもの）」
教育形態番号520として応募用紙4 1)「代表者」に 20単位
教育形態番号525として応募用紙4 2)「連名者」に 各10単位
- 上記の教育形態番号の詳細は、日本造園学会ホームページより（●教育形態表（2023年度版） 2023年度以降に実施した活動を適用）をご確認ください。

注：造園CPD制度とは？

「造園CPD制度」は技術者の造園に関する継続的な専門能力の開発を支援するとともに、その実施状況を証明する役割担うものです。

※CPD=Continuing Professional Development（継続的専門能力開発＝継続教育）のこと。

※造園CPD制度の詳細は、日本造園学会ホームページ「造園CPD制度」をご覧ください。

(<https://service2.kktcs.co.jp/lacpd/hp/news/Main.htm>)

19 その他

1. パネルの作成

国土交通大臣賞受賞作品は、国土交通省1階ロビーおよび都市公園制度制定150周年記念「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会における表彰式会場、当協会が実施あるいは参加する催物等において、当コンクール結果を展示紹介する際の展示用パネルの作成（受賞者の費用負担による）をお願いします。ご了解ください。

2. 作品発表

国土交通大臣賞受賞作品は、事例発表会（日程未定）又は都市公園制度制定150周年記念「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会（令和5年10月27日（金））での発表又は報告をお願いいたします。ご了解ください。

審査のポイント

審査は、以下のような視点から行われます。

●設計部門

項目	視点
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設計意図が明確であるか ・土地利用、空間構成、動線、施設内容、植栽計画、管理運営計画等が適切か ・景観に配慮しているか ・施工、管理運営に配慮しているか ・デザインが優れているか ・創意工夫がなされているか ・上記の事項を実現するためのプロセスに創意工夫がなされているか
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の事項を概要書や図面、写真によりわかりやすくまとめているか

●施工部門

項目	視点
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現場条件および設計意図を施工に反映しているか ・材料および工法に関し適切な選定がなされているか ・個々の工種の仕上がりとともに総合的な造園空間としてのおさまりが良く、仕上がり美しいか ・新たな技術、効率的な施工方法等を積極的に提案し、あるいは取り入れながら施工しているか ・施工期間において周辺住民、周辺環境に特別な配慮をしているか ・施工管理（出来形管理、品質管理、工程管理、安全管理）に工夫がなされているか ・その他施工のプロセスに創意工夫がなされているか
○プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の事項を概要書や図面、写真によりわかりやすくまとめているか

●材料・工法・施設部門

項目	視点
内容	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発（設計）の意図が明確であるか ・現場条件を的確に把握しているか ・施工、管理運営に配慮しているか ・既存技術の改良や新たな技術の開発および普及に寄与するものか ・デザイン（仕上がり）が美しいか。または美観性の向上に寄与するものか ・創意工夫がなされているか ・実現するためのプロセスに創意工夫がなされているか <p>材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた性能を有しているか ・適正な品質管理を行っているか <p>工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた技術が導入されているか。 ・環境に配慮しているか <p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性能、構造、材質、工法等に関して優れた技術が導入されているか。 ・適正な品質管理を行っているか
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の事項を概要書や図面、写真によりわかりやすくまとめているか

●管理運営部門

項 目	視 点
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な管理運営目標の設定と業務のシステムが構築されているか ・適切な維持管理がなされているか ・優れた運営管理がなされているか ・安全安心の確保がなされているか ・公園利用者への優れたサービスが行われているか ・地域社会との連携、協調が図られているか ・管理運営費が適切であるか ・創意工夫がなされているか ・地域への波及効果があるか ・社会的評価は高いか（利用者数、満足度、メディア露出度 等）
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の事項を概要書や図面、写真によりわかりやすくまとめているか

●都市公園制度制定 150 周年記念部門

下記の視点で評価する

項 目	視 点
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の未来を牽引する先進的な取り組みか ・作品の目的が明確であり、かつ、その目的が実現されているか ・公園の質が向上したか ・公園利用の活性化に寄与しているか ・地域の交流促進に寄与しているか ・地域への波及効果があるか ・地域、周辺住民との連携や協力がなされているか ・社会的評価は高いか（利用者数、満足度、メディア露出度 等）
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、実施内容に関わる部門の審査ポイントを参照 ・上記の事項を概要書や図面、写真によりわかりやすくまとめているか